

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

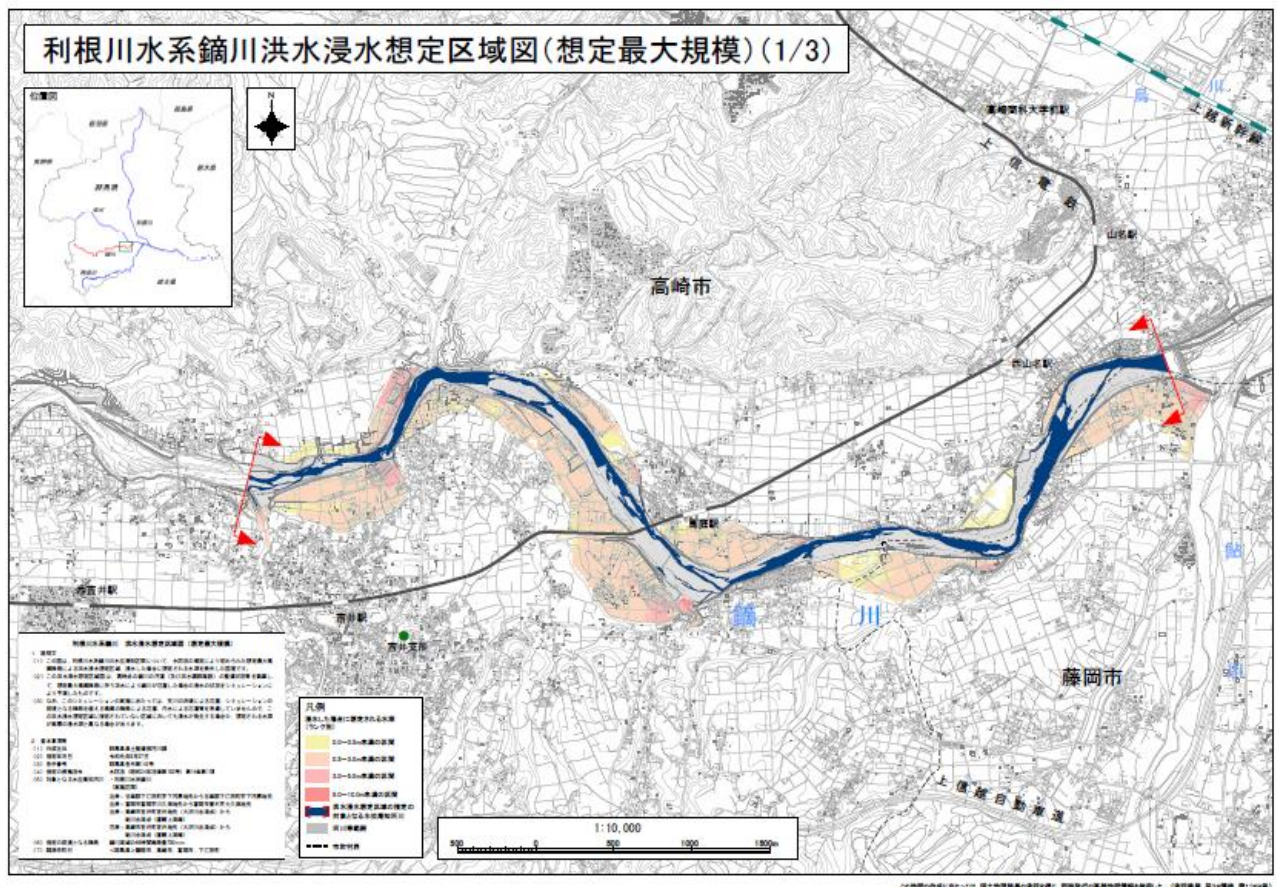
【 洪水 】：利根川水系鍬川洪水浸水想定区域図（下図参照）・ハザードマップ（次頁参照）

高崎市が公表している吉井地域版のハザードマップによると、近接河川の鍬川で想定最大規模降雨（700mm/48時間）により河川が氾濫した場合、上流の小棚・片山地区の河川沿いの地域をはじめ鍬川につながる下奥平地区の支流域及び中流の池地区、さらに下流の馬庭・岩井地区の河川沿いの地域では、最大5.0～10.0mの浸水が想定されている。これらの地域には、一部住宅密集地があるものの大半は集落が点在しておりその周辺は農地となっている。

また、当会や吉井支所が立地する吉井町吉井地区は東西を走る国道254号線と国道254号線バイパスに挟まれ、住宅街と商店・工場等が点在する地域となっているが、河川から距離・高低差があるため、河川の氾濫等による浸水被害は想定されていない。しかし、近年の台風や前線の活発化を背景とした大雨に加え、気候変動やヒートアイランド現象などの影響により、狭い範囲に短時間で猛烈に降る雨（ゲリラ豪雨）を要因とした豪雨による水害の対策が求められている。

これら地域の商店及び工場等は、小売・サービス業者や製造業者で形成されており、豪雨被害に加え落雷が引き起こす工場の大型機械や事務機器等の故障の恐れもある。

なお、令和元年の台風19号で被害の多かった多胡橋下流域を流れる鍬川の擁壁工事など兩岸の防災工事が実施された。

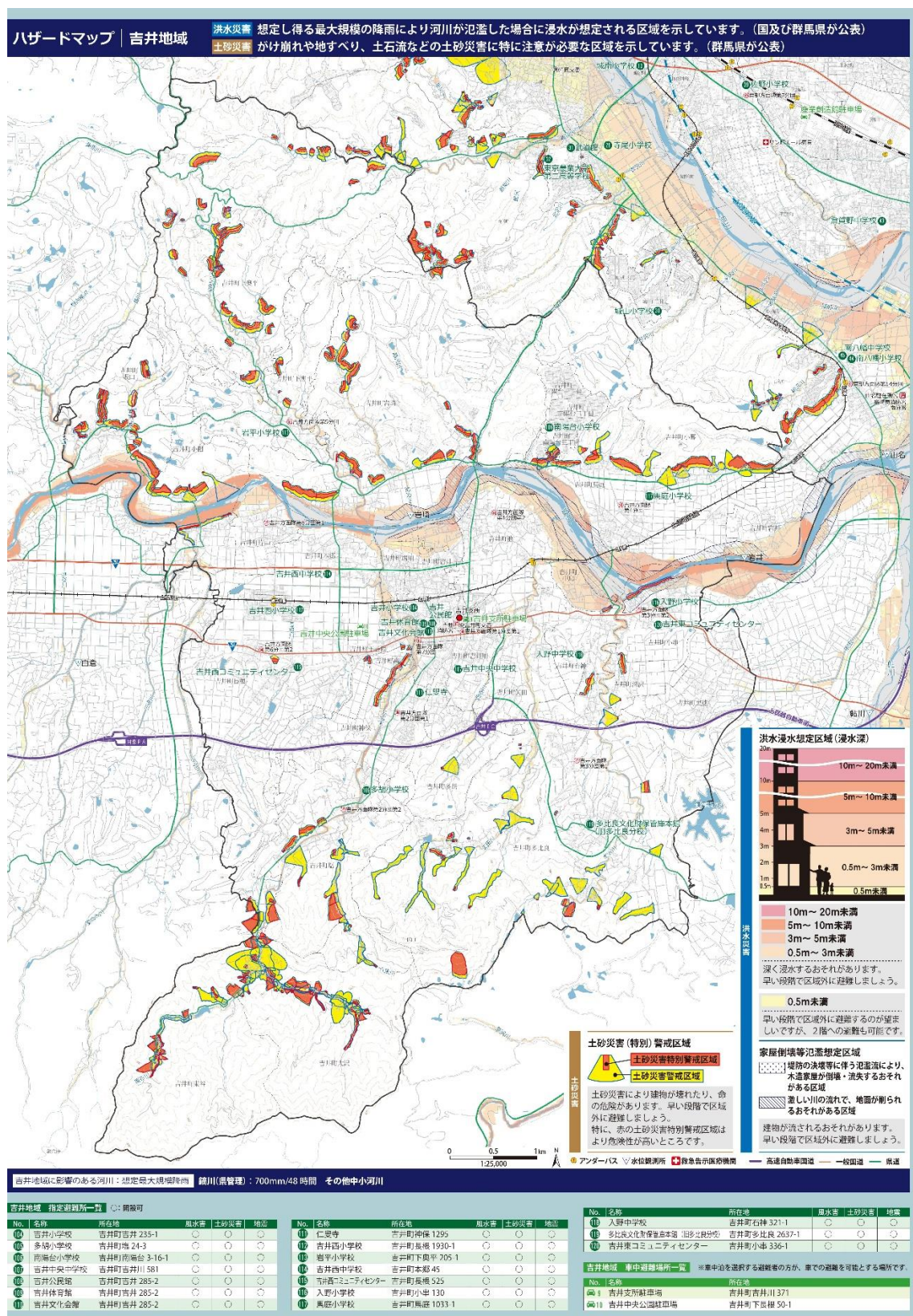


【 土砂災害 】：ハザードマップ（次頁参照）

高崎市のハザードマップによると、吉井町南部に位置する牛伏山周辺地域や北部の丘陵地帯全域

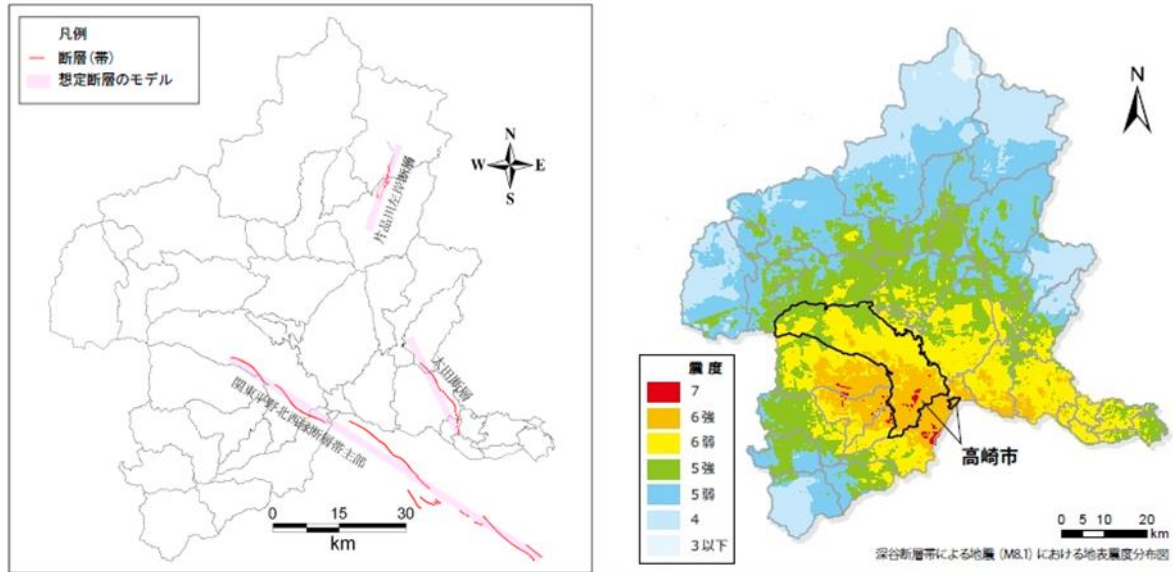
にわたる沢部は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、商工業の集積場所は少ない。また、この沢部からの土砂流出で町の中心部につながる主要地方道高崎・万場・秩父線や北部から町中心部につながる生活用道路の通行止めによる地域経済への影響も想定される。

特に吉井町多比良他 17 地区において 219 箇所が土砂災害警戒区域に指定されており、また、上記土砂災害警戒区域のうち 203 箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。



【 地 震 】：J-SHIS

地震ハザードステーションの防災地図（下図）によると、高崎市周辺には大きい地震を発生させるような活断層として、高崎市直下をとおり「関東平野北西縁段層帯」が存在する。この活断層により想定される地震は最大でマグニチュード8.1で、吉井地域の多くは震度6強が想定される。



（出展：群馬県地震被害想定調査：平成24年6月）

今後30年以内・50年以内の地震発生確率は、それぞれほぼ0%～0.1%、0%～0.2%と地震災害の可能性は低い、発生した場合、人的物損被害は勿論、ライフライン被害も甚大（地震直後全域で断水、全域復旧には1ヶ月程度を要する）であるため、多くの事業所が影響を被ると想定される。

【 近年の自然災害の被害状況 】（次頁写真参照）

- ① 令和元年10月 台風19号 吉井町中島 住宅浸水被害床上最大30cm
- ② 令和元年10月 台風19号 吉井町吉井 集中豪雨 住宅浸水被害床上/床下合計30件
- ③ 令和元年10月 台風19号 吉井町池 鍬川増水 運動公園入口付近通行不能
- ④ 令和元年10月 台風19号 吉井町池 濁流により水没した運動公園多目的広場
- ⑤ 令和元年10月 台風19号 吉井町池 鍬川増水 流木、土砂堆積/多胡橋下流右岸
- ⑥ 令和元年10月 台風19号 吉井町池 鍬川増水 被災後 市道路肩崩落/多胡橋下流右岸

吉井町の河川は、利根川水系の一級河川である鍬川が吉井地域中央部を東西に流れ、その支流である一級河川13本と準用河川2本が南北から鍬川に流入している。また、南部北部の丘陵地帯には普通河川や沢などが数多くありそのほとんどが鍬川に流入している。未だ支川は未整備なものが多く自然災害の発生要因となっている。特に、西南部の山岳地帯にある大沢地区や東谷地区、北西部の上奥平地区や坂口地区には、危険区域が点在しており台風や大雨時には土石流や地滑りが生じる危険性が高い。

吉井地域の鍬川流域では、砂防工事等の対策が図られたことで、これまで大雨による法面崩落等の災害に見舞われたり、大雨・洪水・土砂災害などの広範囲にわたる大規模な被害は発生していなかった。しかし、令和元年10月の台風19号は、下仁田町、富岡市、甘楽町の鍬川上流域の大雨と、さらに吉井地域南部の牛伏山周辺から続く丘陵地帯及び北部の丘陵地帯全域の沢部から鍬川に注ぐ大雨により、吉井各地で道路の寸断、小規模な法面崩落、住宅街に浸水・冠水等の多大な被害をもたらしている。

国及び群馬県が公表している吉井地域におけるハザードマップによると、想定し得る最大規模の降雨（700mm/48時間）により河川がはん濫した場合に浸水が想定されている区域を示している。これを詳しく見てみると、マップで特に洪水被害を想定している箇所は鍬川の岩崎下流域から岩井地区にかけてのおおよそ5kmの区間でほぼ両岸が0.5m～3m未満の洪水浸水想定区域となっ

ている。この地域は深く浸水するおそれがあり早い段階で区域外に避難することとなっている。また、この鎗川流域の大半は、水かさが増すと激しい川の流れにより兩岸の地面が削られるおそれのある地域とされている。しかし、近年の河岸や堤防の整備により決壊等に伴う氾濫流による木造家屋の倒壊や流出のおそれは少なくなっている。

また、冬場の吉井地域は風による災害は少ないが、数年に一度大雪に見舞われることがあり、郊外や中山間地域の点在している竹林が雪の重みで倒れて道をふさぎ、通行不能となることがある。

吉井地域では総合防災の視点から、地区中心部の住人が災害時等に速やかに避難できる防災拠点の一つとして、グランドゴルフ場、野球場として利用できる、防災機能を備えた吉井中央公園の整備が行われた。



① 吉井町中島 水没した市道 床上 30 c m の被害



② 吉井町吉井 古河ロックドリル付近住宅街



③ 吉井町池 不通となった運動公園入口付近道路



④ 吉井町池 運動公園前の濁流の鎗川



⑤ 吉井町池 増水する多胡橋下流右岸



⑥ 吉井町池 多胡橋下流右岸 被災後写真

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 731人
- ・小規模事業者数 602人

【内訳】

業種		商工業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	卸・小売業	178名	国県道沿い平坦地に商店街が分布
	工 業	141名	管内に広く分布
	建 設 業	127名	管内に広く分布
	サービス業	175名	管内に広く分布
	旅館飲食業	54名	国県道沿い平坦地に商店街が分布
	そ の 他	56名	管内に広く分布

(3) これまでの取組

【高崎市の取組】

- ①高崎市地域防災計画の策定
- ②高崎市総合防災訓練の実施
- ③ハザードマップによる啓蒙活動
- ④災害時の避難所の開設
- ⑤「安心ほっとメール」の配信

※防犯・防災・火災・気象・市政の地域情報を随時メールにて配信。登録料は無料。

【高崎市吉井商工会の取組】

- ①自然災害後の会員被災状況の確認と高崎市への報告
- ②当会会員向けの保険制度についてリーフレットを通じた周知と加入促進
- ③高崎市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

当会では、災害時において管内事業所への具体的な対応策や情報の収集、支援についての明確な取り決めはなく、群馬県や高崎市の調査依頼に対して簡易な聞き取り調査を行っているのが現状であり、災害時の対応を指導できる経営指導員もいない状況である。

また、行政への連絡体制や情報共有、役割分担が確立できておらず、行政・商工会双方が事業者から受ける被害報告に基づいて、それぞれが立場に応じた支援を講じている。

保険・共済業務については、担当者や以前に経験した職員が簡易説明を実施できる程度であり、昨今の自然災害の状況を鑑み、当会として管内事業者が被災した際の支援をいかに講じるか、という行動規範の策定が必要となっている。

III 目標

- ①管内小規模事業者に対し、平時から災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するため、BCP 計画策定支援を実施する。
- ②管内小規模事業者の BCP 計画策定に併せ、事業継続力強化計画の認定と連鎖倒産防止の観点から、セーフティネット共済等への積極的な加入を推進する。
- ③組織内において平時からの情報と支援知識の共有など、支援体制の構築を図る。
- ④災害発生時において、行政との連絡体制・情報共有・役割分担の明確化を図る。
- ⑤金融機関や損保会社との連携を強化し、災害発生後の速やかな復興支援を講じる。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年7月1日～令和12年6月30日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と高崎市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

・経営指導員による巡回等において、高崎市のハザードマップを用い、自社の自然災害のリスクを啓蒙する。また、災害時に有益な情報（商工会員向け保険制度パンフレット）の提供を行い、万が一のリスクに平時から備えるよう指導を行う。

・「商工会だより」や商工会ホームページにおいて、事業継続力強化計画認定制度等の国の施策、高崎市の防災計画等を紹介することで、管内小規模事業者に対し、災害リスクについての意識向上を図る。

・事業継続計画について、セミナーや専門家による個別相談を実施し、策定支援を講じる。

・必要に応じて、連携する保険会社職員とともに経営指導員が同行訪問により、管内小規模事業者に災害時に利用できる保険商品等の説明を行う。

・群馬県商工会連合会が連携する支援機関の取組を参考にし、有益なものを管内事業者へフィードバックする。

2) 高崎市吉井商工会自身の事業継続計画の作成

・当会は、平成30年4月「事業継続計画」（令和7年6月1日改定）を策定済み（別添）

3) 関係団体等との連携

・事業継続計画策定に精通したぐんま共済協同組合や日本政策金融公庫との連携を強化し、管内小規模事業者を対象にした「事業継続計画策定セミナー」や被災時に利用できる損害保険商品や融資制度の紹介を行う。

・群馬県商工会連合会にて連携する支援機関に対し、事業継続計画策定推進のための啓蒙普及ポスター掲示依頼、共催によるセミナーの実施。

4) フォローアップ

・管内小規模事業者の事業継続計画や事業継続力強化計画の策定・認定状況をアンケート調査等により把握する。また、当該計画の策定が困難な事業者については、経営指導員がアドバイスをするとともに、専門的な内容については、ぐんま共済協同組合との協力体制において、策定支援を講じる。

・群馬県商工会連合会に各支援機関での取組等について情報共有を行うとともに改善点や効果的な支援策を協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害（例：令和元年台風19号・東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、高崎市との連絡ルートの確認等を行う。（具体的な訓練については必要に応じて実施。）

＜ 2. 発災後の対策＞

1) 応急対策の実施可否の確認

・自然災害等発災時においては、まず当会職員の安否確認を第一と考える。安否確認のうえで、下記手順により、被害状況を把握し法定経営指導員が高崎市等関係機関へ連絡を行う。

① 災害発災後、速やかに当所職員の安否確認を以下の順位に基づいて行う。

順位 1・携帯メール一斉送信または LINE による安否確認を行う。

順位 2・未返信者へメール再発信。安否確認（2 回目）上記順位 1. に同じ。

順位 3・未返信者へ携帯電話→自宅電話→緊急電話へ連絡。上記内容についてヒアリングを行う。

順位 4・自宅及び避難所訪問。自宅等に訪問し上記内容の確認を行う。

② 当会職員の安否確認と業務従事可否や被害状況等を商工会と高崎市にて共有する。

③ 業務従事可能である場合は、速やかに管内事業所の被害把握に努める。

2) 応急対策の方針決定

・商工会において把握した被害状況や被害規模を高崎市へ報告し、情報の共有を図った後に応急対策の方針を決定し、然るべき支援を講じる。

・当会職員が電話や状況に応じて現地確認により、被害が見込まれる地域の事業所の被害状況を把握。なお、職員の生命に危険が及ぶ災害状況の場合は、現地確認や屋外での確認作業は実施せず、安全が確認できた後の調査を行うこととする。

・被害状況を確認した状況をまとめ、高崎市へ報告する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・事業所全壊（1 階天井まで浸水など、事業所が全壊） ・大規模半壊（床上 1m まで浸水など、事業所内で大きな被害が発生） ・半壊（床上で浸水が見られ、事業所内で大きな被害が発生） ・被害が見込まれる地域の事業所と連絡が取れない、または交通網が遮断され、確認ができない
被害が見られる	・半壊に至らない床上浸水（事業者内で比較的軽微な被害が発生） ・床上浸水（什器・備品の破損など） ・床下浸水
ほぼ被害はない	・事業所敷地内等で浸水はあったが、被害を受けたとまでは言えない。 ・目立った被害の情報はない。

※想定は内閣府「災害に係る住家の被害認定」を参考

・本計画により、当会と高崎市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1 週間	1 日に 1 回以上共有する
2 週間～4 週間	適時、共有する
1 ヶ月以降	適時、共有する

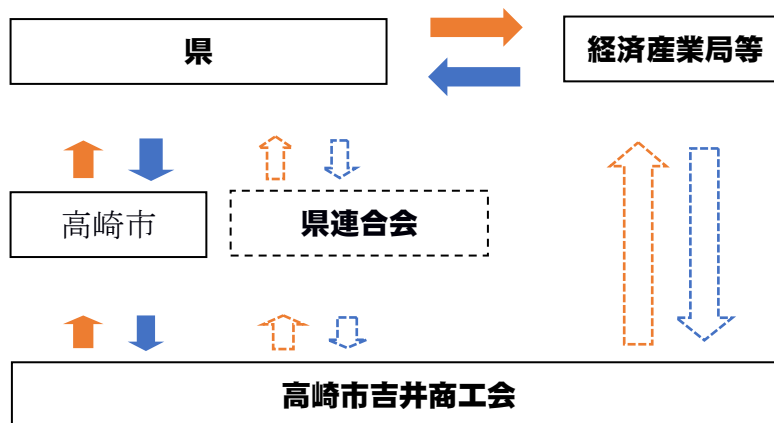
- ・高崎市と応急対策の方針を確認し、双方で対応できる被災支援を行う。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞下図は、連絡ルート

- ・自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、高崎市の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
- ・当会と高崎市と情報を共有した上で、当会が、商工会連合会へ報告し、商工会連合会が群馬県へ報告する。

※当会が高崎市と情報共有のうえで作成する報告書は、別紙（実態調査票）参照。

（連絡ルート）



※ 塗りつぶしの矢印を主たる情報収集・共有ルートとして記載。

＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、高崎市と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を行う。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

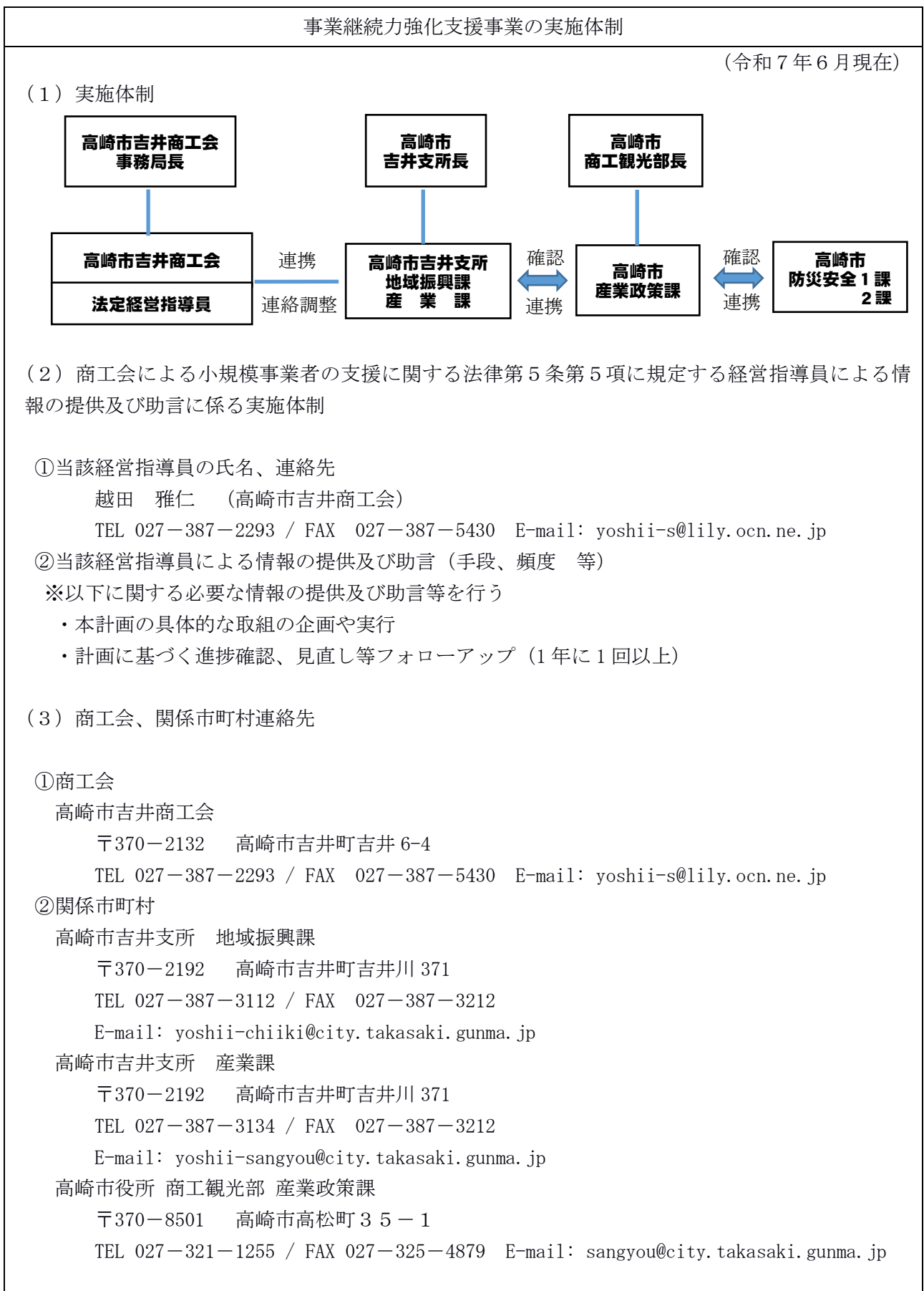
- ・国、群馬県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災事業者は、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(4) 被害情報等報告先

群馬県商工会連合会 総務企画課

〒371-0047 群馬県前橋市関根町三丁目8番地の1

TEL 027-231-9779 / FAX 027-234-3378 E-mail: somu@gcis.or.jp

報告にあたっては、収集情報の取りまとめ等が容易なメールを第一に利用する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	130	270	270	270	270
・セミナー開催費	50	100	100	100	100
・専門家派遣費	50	100	100	100	100
・チラシ等作製費	20	50	50	50	50
・その他経費	10	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、高崎市補助金、群馬県補助金、事業収入等

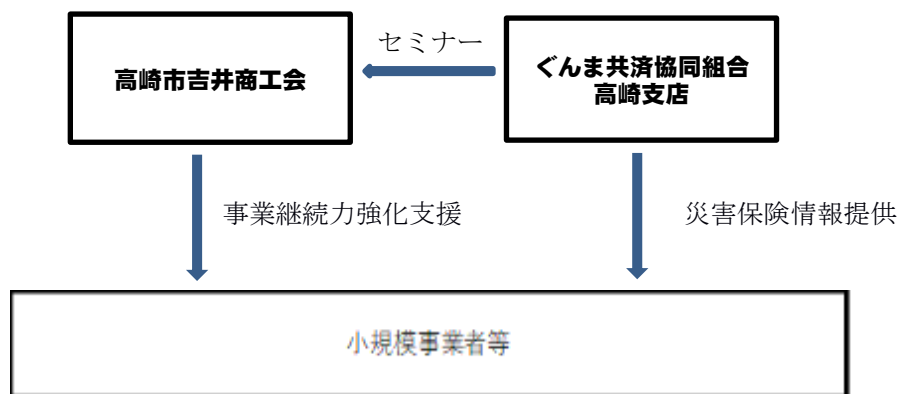
(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携者名	
ぐんま共済協同組合 住所：〒371-0841 前橋市石倉町4-9-10 代表者：理事長 広瀬 博之	
連携して実施する事業の内容	
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ③災害時の地区内小規模事業者に対する専門的内容支援	
連携して事業を実施する者の役割	
連携者名	役割
ぐんま共済協同組合 高崎支店 住所：〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所会館内 代表者：高崎支店長 森田 和久	①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ・事業継続計画策定のセミナー並びに個別相談会の実施 ③災害時に活用できる保険商品等の案内

連携体制図等



〇月〇日〇〇:00時点

実態調査票（ ） ※（ ）内には、〇年台風〇号等の災害名を記載

団体名	高崎市吉井商工会
担当者	
電話番号	027-387-2293
メールアドレス	yoshii-s@ilyocn.ne.jp

被害合計金額		被害額内訳										¥0
事業所名	住所	業種	従業員数	操業（営業） 停止 （有・無・復旧）	被害額 ※事業の再建に 必要な額 （おおよそで可 る）	土地 （埋却土砂排除 費・整地費） （事業用資産に限 る）	建物 （事業用資産に限 る）	機械設備	車両 （事業用資産に限 る）	商品、原材料、 仕掛品等	被害状況 ※被害状況がつかめる内容 ※操業停止した場合、おおよその期間（想定みで も可）を記載	¥0
例	（例）〇〇株式会社△△事業所	製造業	5	有	¥25,000,000	¥0	¥5,000,000	¥10,000,000	¥10,000,000	¥0	・建物損壊に伴い加工設備（2台）が 被害 ・1週間程度操業停止	
例	（例）有限会社〇〇	卸売業、小売業	5	無	¥1,500,000	¥0	¥0	¥0	¥0	¥1,500,000	店舗の床上浸水に伴い商品が破損	
例	（例）△△旅館	宿泊業、飲食サービス業	5	有	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	建物の直接的な被害はないが、県道の 寸断により、半年程度は営業再開でき ない状態（損失は、約2,000万円）	
1					¥0							
2					¥0							
3					¥0							
4					¥0							
5					¥0							
6					¥0							